



金沢市公報

第2549号

平成19年(2007年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等の撤去及び保管について ()	2
○計量器の定期検査の実施について (市民参画課)	3
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて ()	3
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	3
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について ()	4
○障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支 援医療機関として担当すべき医療の種類指 定について ()	4
○市道の区域の変更について (道路管理課)	4
○道路の供用の開始について ()	5
○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規 定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定め	

たことについて)の一部改正について (市営住宅課)	5
● 公 告	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る 関係図書の写しの縦覧について (道路建設課)	6
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
● 選挙管理委員会告示	
○平成19年4月14日に選挙人名簿に登録する者 の氏名等を記載した書面の縦覧の場所につい て (選挙管理委員会)	6
○金沢市議会議員選挙における投票所内、期日 前投票所内及び不在者投票記載場所内に掲示 する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定め るためのくじを行う日時及び場所について ()	7
● 監査公表	
○監査公表(第15-16号) (監査事務局)	7
● 農業委員会告示	
○第598回金沢市農業委員会農地部会の招集につ いて (農業委員会事務局)	9

告 示

●金沢市告示第126号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したの
で、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
金沢市営森本駅西自転車駐車場
金沢市営乙丸駅前自転車駐車場

金沢市営金石バス停前自転車駐車場

金沢市営表参道自転車駐車場

金沢市営香林坊地下自転車駐車場

金沢市営柿木畠自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 174台

原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成19年3月1日から同月31日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成19年4月11日から同年10月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第127号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	20台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
泉3丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	3台
広坂2丁目地内	自 転 車	3台
小立野3丁目地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	3台
末町地内	自 転 車	1台
入江3丁目地内	自 転 車	4台
畝田西3丁目地内	自 転 車	1台
藤江北3丁目地内	自 転 車	1台
無量寺町地内	自 転 車	1台
東力4丁目地内	自 転 車	1台
西念2丁目地内	自 転 車	2台
粟崎町3丁目地内	自 転 車	1台
南森本町地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去した日
平成19年3月1日から同月31日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成19年4月11日から同年10月11日まで
 - (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第128号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 定期検査を行う区域
浅野川小学校、浅野町小学校、朝日小学校、粟崎小学校、医王山小学校、大浦小学校、大野町小学校、金石町小学校、菊川町小学校、木曳野小学校、鞍月小学校、小坂小学校、小立野小学校、犀川小学校、材木町小学校、新堅町小学校、大徳小学校、田上小学校、俵小学校、千坂小学校、長田町小学校、花園小学校、馬場小学校、東浅川小学校、不動寺小学校、味噌蔵町小学校、三谷小学校、南小立野小学校、明成小学校、杜の里小学校、森本小学校、森山町小学校、諸江町小学校、夕日寺小学校及び湯涌小学校の児童通学区域
- 2 対象となる特定計量器
質量計
- 3 定期検査を行う期間
平成19年5月11日から平成20年3月31日まで
- 4 定期検査を行う場所
特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
玉鉾3丁目 町会	代表者の氏名及び住所	玉野 秀一 金沢市玉鉾3丁目92番地	山崎 公吉 金沢市玉鉾3丁目154番地	平成19年4月1日

●金沢市告示第130号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	整形外科	納村 直希	平成19年3月28日

●金沢市告示第131号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	内科	柳 昌幸	平成18年12月31日
金沢大学医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	神経科・精神科	小林 克治	平成18年12月31日

●金沢市告示第132号

障害者自立支援法第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関の担当すべき医療の種類を指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

1

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	口腔に関する医療	平成19年4月1日

2

名称	所在地	開設者	指定年月日
アリア金沢西都薬局	金沢市西都1丁目52番地	株式会社ビー・エム・エル 代表取締役 荒井 元義	平成19年4月1日
岡薬局	金沢市尾張町2丁目13番8号	岡 二郎	平成19年4月1日
田中ファーマシー	金沢市山科3丁目6番4号	田中 玲子	平成19年4月1日
英薬局	金沢市香林坊1丁目1番1号	株式会社 英商会 取締役社長 英 健一	平成19年4月1日

●金沢市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	尾張町1丁目線 1号	尾張町1丁目 290番 先から	旧	7.0	3
		尾張町1丁目 293番 先まで	新	16.3~19.1	3
一般市道	増泉4丁目線 6号	増泉4丁目 203番 2 先から	旧	5.8~ 6.0	41
		増泉4丁目 202番 先まで	新	6.2	41
一般市道	増泉5丁目線 2号	増泉5丁目 7番 1 先から	旧	6.1	42
		増泉5丁目 7番 4 先まで	新	6.2	42

一般市道	増泉5丁目線 7号	増泉5丁目 144番1 先から	旧	5.9	14
		増泉5丁目 144番1 先まで	新	6.1	14
一般市道	三口新町2丁目線 5号	三口新町2丁目 292番8 先から	旧	5.2	31
		三口新町2丁目 292番6 先まで	新	5.3	31
一般市道	三口新町2丁目線 6号	三口新町2丁目 292番1 先から	旧	6.1	31
		三口新町2丁目 292番5 先まで	新	6.3	31
一般市道	弓 取 18号 七ツ屋町線 2号	七ツ屋町ニ 43番1 先から	旧	2.4	43
		七ツ屋町ニ 44番7 先まで	新	4.0	43
一般市道	森 本 45号 弥勒町線 16号	弥勒町ロ 61番5 先から	旧	22.0	20
		弥勒町ワ 63番3 先まで	新	30.0	20

●金沢市告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
増泉4丁目線 6号	増泉4丁目 203番2 先から 増泉4丁目 202番 先まで	平成19年4月11日
増泉5丁目線 2号	増泉5丁目 7番1 先から 増泉5丁目 7番4 先まで	〃
増泉5丁目線 7号	増泉5丁目 144番1 先から 増泉5丁目 144番1 先まで	〃
三口新町2丁目線 5号	三口新町2丁目 292番8 先から 三口新町2丁目 292番6 先まで	〃
三口新町2丁目線 6号	三口新町2丁目 292番1 先から 三口新町2丁目 292番5 先まで	〃
弓 取 18号 七ツ屋町線 2号	七ツ屋町ニ 43番1 先から 七ツ屋町ニ 44番7 先まで	〃
森 本 45号 弥勒町線 16号	弥勒町ロ 61番5 先から 弥勒町ワ 63番3 先まで	〃

●金沢市告示第135号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成19年5月1日から適用します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

第1項の表緑住宅の項中「1,098戸」を「1,088戸」に、「150戸」を「160戸」に改める。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・4・15号 橋場若宮線	金沢市	平成5年9月29日から 平成23年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	金沢市 都市整備局 土木部 道路建設課

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成19年4月11日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市神野2丁目34番	金沢市神野2丁目79 北外 美智子
金沢市額新保1丁目312番1から312番11まで	石川郡野々市町住吉町9番32号 株式会社 絹川商事 代表取締役 絹川 善信
金沢市畝田東4丁目1103番から1114番まで	愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社 サークルKサンクス 代表取締役 土方 清
金沢市小坂町北118番1	東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 株式会社 オフィス24 代表取締役 吉江 秀馨

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第41号

平成19年4月14日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年4月11日

金沢市選挙管理委員会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成19年4月15日
午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第42号

平成19年4月22日執行予定の金沢市議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により、投票所内、期日前投票所及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりです。

平成19年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 平成19年4月15日
午後6時
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所301会議室

監 査 公 表

●金沢市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年4月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 定期監査（財務事務監査）

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年3月9日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部金沢市立工業高等学校
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年1月11日（平成18年監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>準公費に関する会計事務の権限や職責、事務手続きなどが明確化されておらず、複数の教職員による相互点検体制が採られていないので、早急に整備する必要がある。また、定時制及び専攻科における準公費の精算については、卒業時に行っているが、全日制と同様、原則として年度毎に精算する方式に改めることが望まれる。</p>	<p>準公費の取扱いについて、点検体制を強化し、より適正かつ透明な執行を図るため、3月1日施行の要項を新たに定め、会計事務の権限や職責、事務手続き等を明確にした。</p> <p>また、定時制及び専攻科の準公費の精算については、積立金などを除き年度毎に精算することとした。</p>

2 財政援助団体監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年2月28日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局商業振興課（株式会社金沢商業活性化センター）
- (3) 監査結果の公表年月日 平成16年12月13日（平成16年監査公表第37号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>(1) 株式会社 金沢商業活性化センター</p> <p>予算の執行について、収入支出予算額を超えて収入支出決算がされているが、会計規程第29条に基づく適正な予算の補正措置を講ずるべきであり、また、市補助事業及び委託事業について、実績報告書と決算報告の対象事業費が一致していないが、対象事業費を明確に特定する適正な事務の執行に改善すべきである。</p>	<p>(1) 株式会社 金沢商業活性化センター</p> <p>平成18年度の予算については、平成19年2月9日の取締役会において、補正予算の承認を得て措置を講じた。</p> <p>また、市補助事業及び委託事業については、平成17年度から対象事業費を明確に特定し、事務執行の改善を図った。</p>

<p>(2) 商業振興課 市補助事業及び委託事業について、実績報告書と決算報告の対象事業が一致していないが、対象事業費を明確に特定する事務及び予算の執行の改善に適正な指導監督を行うべきである。</p>	<p>(2) 商業振興課 (株)金沢商業活性化センターの市補助事業及び委託事業に関して指導を行い、対象事業費を特定するとともに予算執行の改善を行った。今後についても事務及び予算の執行について、適正な指導監督を行っていく。</p>
--	--

●金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年4月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成19年3月14日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局保険年金課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年4月7日（平成18年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>意見</p> <p>催告や特別納付相談窓口の開設による効果を把握し、次の実施に活かす必要がある。</p> <p>延滞金を確実に徴収すること、また、督促料の徴収を検討する必要があると考える。</p> <p>財産調査の対象を拡張し、より効果的な徴収を目指す必要がある。</p>	<p>特別納付相談窓口の開設については、平成18年度から過去の実績を分析して、時期や曜日による来庁者の傾向を基に開催期間等を設定し、対象者も面談を必要とする人に絞り込み実施した。また来庁見込み数に応じ、日中も含め窓口対応職員の配置人数を設定する等の改善をした。</p> <p>なお、催告については、電話や訪問など複合的に実施することで効果があると考えており、引き続きその効果を検証していく。</p> <p>引き続き延滞金の徴収に努める。なお、延滞金をより確実に徴収するためには、再請求の事務手続きを電算システムで行う必要があるとあり、今後予定されている大規模改修時に対応する。</p> <p>また、督促料の徴収については、過去に廃止した経緯もあり、すぐに条例化する予定はないが、市税等その他の歳入の対応も含め研究する。</p> <p>平成18年度から長期・高額滞納者の調査対象銀行を、居住地近隣の銀行や納付実績のある銀行等にも拡大した。さらに預金差押の際には入金時期を見計らった上で差押を実施するように改善し、また預貯金はないが勤務先が判明している場合には、給与調査を実施するなど徴収体制を強化した。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第598回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月11日

金沢市農業委員会
農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成19年4月25日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地競売（公買）適格者証明願について
- (4) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (6) 農地法第5条の規定にかかる事業計画の変更申請に対する意見決定について
- (7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項に規定する同意書について
- (8) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (9) 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (10) 非農地証明願について
- (11) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

●正 誤

○平成19年4月2日付け金沢市公報第2548号の3

頁	箇 所	誤	正
1	上から4行目	交通政策課	歩ける環境推進課

平成19年(2007年)4月11日 印刷
平成19年(2007年)4月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)